

【磐田市鎌田第一土地区画整理事業】

土地区画整理法第 76 条許可申請書類チェックシート

土地区画整理事業施行の障害とならないように、次の点について御確認をお願いします。

- 1 ☐ 申請書の右上には、日付が記載してありますか？
- 2 ☐ 申請書は、「磐田市長」宛と記載してありますか？
- 3 ☐ 申請者の氏名（法人の場合は名称・代表者氏名）は記載しましたか？
- 4 ☐ 申請者は、建築確認申請等の申請者と同一ですか？
- 5 ☐ 仮換地（保留地）証明書に記載された所有者と申請者は同一ですか？
相違する場合は、土地使用承諾書を添付してください。
- 6 ☐ 制限区分とその名称欄には「磐田市鎌田第一土地区画整理事業」と記載しましたか？
- 7 ☐ 場所欄に記入した街区・画地番号及び従前地番（保留地の場合は底地番）は、仮換地（保留地）証明書に記載されたものと同一ですか？
- 8 ☐ 種別欄は、申請する行為を○で囲んでください。行為の内容は次のとおりです。
 建築行為…住宅や倉庫等の建築物の新增築、外構や工作物の設置など
 物件の設置、たい積行為…重量 5 トン超の物件の設置又は堆積
 土地形質変更の行為…土地の造成（30 cm 超の盛土・切土等）
なお、建築確認申請が必要ではない工作物でも、この許可申請は必要です。また、鎌田第一土地計画の届出（都市計画課）は、行為の着手 30 日前までに必ず提出してください。

- 9 ☐ 工作物の場合の用途又は目的欄は、その他を○で囲み、その右に名称（フェンス等）を記載してください。また、工作物の場合の数量又は規模欄は、延長（m）及び高さ（m）を記載してください。
- 10 ☐ 数量又は規模欄は、予定建築物の建築面積・延床面積、堆積物の容積、物件の重量等を小数点2位まで記載しましたか？
- 11 ☐ 申請書の欄外に、担当者の連絡先（お名前・電話番号）は記載しましたか？
- 12 ☐ 配置図には、許可を受けようとする建築物・工作物がすべて記載してありますか？（既設物がある場合は、既設と明示してください。）
敷地に接する道路（建築基準法第42条第1項第4号道路の指定日・指定番号を記載してください）の位置・幅員は記載してありますか？
- 13 ☐ 建築物の立面図（工作物の断面詳細図）に敷地境界線・離隔寸法の記載漏れはありませんか？
離隔寸法は壁面からではなく、軒先や玄関ポーチ等から、境界線への最小の寸法を記載してください。離隔寸法は4方向以上が必要です。
また、離隔距離が明らかに大きな場合でも距離を記載してください。
- 14 ☐ 土留やフェンス等を施工する場合、安定、構造に問題はありませんか。
場合によっては構造計算書等をご教示願う場合があります。また、隣地はみ出し等のトラブルを避けるために、境界から控えをとってありますか。
- 15 ☐ 工作物の断面詳細図には、各部の寸法だけでなく、敷地内外の地盤面の高さも記入してください。
- 16 ☐ 雨水桝を設置する場合は、桝の断面図に泥溜めが15cm以上確保してあることを図面に記載してください。
- 17 ☐ 建物、敷地の各求積図を添付しましたか？
なお、実測した敷地の面積と仮換地（保留地）証明書の面積が相違する場合がありますが、許可書に記載する地積は仮換地の敷地面積が記載されます。

- 18 ☐ 仮換地（保留地）証明書の写し、又は仮換地指定通知書など、従前地番や敷地寸法、面積等の確認できる資料を提出してください。
- 19 ☐ 仮換地（保留地）の使用収益が開始されていない場合は、実際の建築等は使用収益開始日以降となりますので、ご注意ください。
- 20 ☐ 土地所有者と申請者が異なる場合、土地所有者の承諾書は添付してありますか。
土地が共有である場合は、共有者全員の承諾が必要です。なお、申請者が複数人で所有者も含まれる場合は、土地使用承諾書は不要です。
- 21 ☐ 申請書に記載されている建築面積、延床面積と添付図面の整合がとれているかの確認を行いますので、添付書類にて確認が行えるよう、記載をお願いします。
また、工作物がある場合は申請書に合計延長も記載してください。
- 22 ☐ 鎌田第一土地計画の届出を都市計画課に提出をされましたか？
この届出は、行為の着手 30 日前までに提出をしてください。
- 23 ☐ 従前地の登記簿地目が農地（田・畑）の場合、事前に農業委員会（農林水産課）に届出をしていますか？

（その他）

事前に施行者（組合）と十分内容を確認・協議されてから申請をされますよう、御協力願います。

*なお、その他不明な点につきましては、

〒438－8650 磐田市国府台3番地1 磐田市役所都市整備課
市役所西庁舎1階 TEL（0538）37－4830（直通）までお問い合わせください。